

添付法令資料 3 :

地金事業活動の実施に関する2024年10月18日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則No. 17 (目次)
同日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	事業活動
第1節	通則 (第2条及び第3条)
第2節	金保管 (第4条ないし第6条)
第3節	金ファイナンス (第7条ないし第11条)
第4節	金取引 (第12条及び第13条)
第5節	金預託 (第14条ないし第17条)
第6節	LJK (金融サービス機関) により行われるその他の活動 (第18条)
第7節	電子システムによる地金事業活動 (第19条)
第8節	行政処分 (第20条)
第3章	地金事業活動を実施する金融サービス機関の要件
第1節	金融サービス機関の基準 (第21条)
第2節	許可申請時の資本 (第22条)
第3節	機関及び管理 (第23条)
第4節	行政処分 (第24条)
第4章	地金事業活動の許可 (第25条及び第26条)
第5章	地金事業活動の実施段階
第1節	通則 (第27条ないし第32条)
第2節	行政処分 (第33条)
第6章	プルデンシャル原則の実施
第1節	通則 (第34条及び第35条)
第2節	行政処分 (第36条)
第7章	良好なコーポレート・ガバナンス及びリスク・マネジメント
第1節	良好なコーポレート・ガバナンスの実施 (第37条)
第2節	リスク・マネジメントの実施 (第38条)
第8章	反マネーロンダリング、テロ資金供与の防止及び大量破壊兵器拡散防止に係るプログラムの実施並びに反不正戦略の実施並びに消費者保護
第1節	反マネーロンダリング、テロ資金供与の防止及び大量破壊兵器拡散防止に係るプログラムの実施 (第39条)
第2節	反不正戦略の実施 (第40条)
第3節	消費者保護 (第41条)
第9章	報告
第1節	地金事業活動実施の月次報告 (第42条及び第43条)

第2節	その他の報告（第44条）
第3節	行政処分（第45条）
第10章	雑則（第46条）
第11章	経過規定（第47条）
第12章	終則（第48条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所